

稲美町外国語指導講師業務委託内容の概要

- 1 外国語指導講師による業務の内容
 - (1) 幼稚園、小学校及び中学校における外国語（英語）授業や国際理解教育の補助
 - (2) 幼稚園、小学校及び中学校における外国語（英語）授業や英語活動において使用する教材の研究と教材作成の補助及び教材の提供。
 - (3) 幼稚園教員、小学校教員及び中学校英語科担当教員に対する語学研修。
- 2 外国語指導講師の配置予定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
- 3 外国語指導講師の配置日及び業務可能時間
 - (1) 配置日は、原則として月曜日から金曜日（国民の休日、祝日及び年末年始の休業日を除く）までとし、業務可能時間は午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間で、1 日 8 時間以内とする（休憩時間を含む）。
※休憩時間及び放課後の諸活動、部活動への参加は任意とする。
 - (2) 以下の期間は、原則として外国語指導講師は配置しない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、配置を指示する。
 - ①春季休業日
 - ②夏季休業日
 - ③冬季休業日
- 4 外国語指導講師の配置場所（予定）

5 名の外国語指導講師を以下のとおり配置する。

 - ①加古小学校、母里小学校、加古幼稚園、母里幼稚園
 - ②天満南小学校、天満東小学校、天満南幼稚園、天満東幼稚園
 - ③天満小学校、天満幼稚園
 - ④稲美中学校
 - ⑤稲美北中学校

※時間割例（別紙 1 ～別紙 5）
- 5 外国語指導講師の変更

教育委員会が、配置された外国語指導講師に配置場所等において問題が生じ、業務に支障が生じていると判断したときは、外国語指導講師の変更を求めることができる。
- 6 配置外国語指導講師の条件
 - (1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者。
 - (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者。
 - (3) 本業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
 - (4) 業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者。
 - (5) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者。
 - (6) 法令を順守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。